

つくばみらい市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の骨子案について

## 1. 放課後児童健全育成事業について

「放課後児童クラブ」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図るものです。

新制度では、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実を図ることとされており、「放課後児童クラブ」もその一つに位置付けられ、その設備や運営基準については、国が示す基準を基本として市が条例で定めることとされました。

## 2. 現状の運営基準

放課後児童クラブガイドライン（厚生労働省通知）、つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例、つくばみらい市放課後児童対策事業実施要綱を基に運営しています。

## 3. 条例制定あたりの法令上の制約

児童福祉法の定めでは市町村での条例化について、放課後児童健全育成事業に従事する者及び員数については厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌することとなっております。

- ◆従うべき基準：条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- ◆参酌すべき基準：地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

## 4. 整備する条例（案）

条例の制定にあたっては、国が示した基準を満たすこと。また、これまでのつくばみらい市における基準を下回ることがないようにすることを基本とし、検討を行いました。従来につくばみらい市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、原則として「国の基準を当市の基準として採用すること」としています。

5. つくばみらい市の基準案

◎従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

	内容		
	国基準	◎	つくばみらい市基準案
従事する者	<p>児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者）を基本とし、都道府県の研修を受講した者とする。</p> <p>※経過措置あり</p>	従	国基準のとおりとする。
職員数	<p>職員を 2 人以上配置し、うち 1 人以上は有資格者とする。</p> <p>児童数が 20 人未満のクラブについては、2 人以上の専任職員の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、専任職員は 1 人でも可とする。（この場合の専任職員は有資格者とする。）</p>	従	国基準のとおりとする。
児童の集団の規模	<p>児童の集団の規模は、おおむね 40 人までとする。（児童数は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉える。）</p>	参	国基準のとおりとする。
施設・設備	<p>児童 1 人当たりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上とする。</p>	参	国基準のとおりとする。
開所日数	<p>年間 250 日以上を原則とする。</p>	参	国基準のとおりとする。
開所時間	<p>平日につき 1 日 3 時間以上、休日につき 1 日 8 時間以上を原則とする。</p>	参	国基準のとおりとする。
その他	<p>「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校との連携等」、「事故発生時の対応」を定める。</p>	参	国基準のとおりとする。